

2021年9月県議会 代表質問

2021年9月22日

日本共産党 宮本しづえ県議

日本共産党の宮本しづえです。県議団を代表し、質問します。

菅首相は今月3日、突然時期自民党総裁選挙に立候補しない意思を表明しました。安倍正権からの9年間にわたる政治は、安保法制による立憲主義の破壊、命の軽視、科学や国民の声を無視、説明責任を果たさない、国民への自己責任押し付けで、コロナの感染爆発を招き、命の危機を招いたことへの責任も反省も無いことに国民の批判が高まり、追い詰められての政権投げ出しです。同時にこれらの失政を一体で進めた自民、公明の政権与党にも共同責任が問われます。

今、日本の政治に求められているのは、目先の利益を最優先し命と暮らしを破壊してきた新自由主義を終わらせ、医療、介護などケアを支える政治に転換する、気候危機打開を口先だけではなく本気で取り組む政治、未だに残る明治時代の男尊女卑から抜け出してジェンダー平等の日本をつくることです。更に9月北朝鮮がミサイル発射を強行したことは許されず、断固抗議するものです。日本は憲法9条改憲ではなく憲法を生かし、国連憲章と国際法に基づく平和外交を進めるべきです。こうした新しい日本を実現するため、政権交代が必要です。日本共産党はそのために今度の総選挙で全力を挙げる決意を表明し、質問に入ります。

一、新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、8月にこれまでの1年半の中で最も感染者が多い状況となりました。緊急事態宣言は21都道府県、蔓延防止等重点措置は12県、都道府県の7割に拡大、8月後半は1日当たりの新規感染者が2万人を超す日が続き、重症者、自宅療養者は過去最多を更新、全国の自宅療養者は入院調整を含めると最大16万人にまで増加し、必要な医療を受けられず救えるはずの命が救えない事例が相次ぎました。

コロナ感染がここまで深刻となったのは、オリンピック、パラリンピック開催の強行が、国民への自粛呼びかけと矛盾したメッセージとなり、人流増加、感染爆発を招いた要因であることは明瞭であり、まさに菅政権による人災そのものです。

本県でもいわき、郡山、福島の3つの中核市に蔓延防止等重点措置が適用され、いわき市は現在も適用中です。他の地域に県は独自の非常事態宣言を出し集中対策を行ってきました。8月12日には1日最大となる230人の新規感染者を確認、県内の自宅療養者は最大で500人を超えた日もありました。1日の新規感染者が1桁まで下がった日も出てきましたが、今後再爆発が起きない保証はありません。

国がコロナ感染者は自宅療養を原則とする方針を撤回しない下で、本県はこれまでコロ

ナ感染者は入院対応を原則にしてきました。今までのウイルスとは比較にならないほど感染力が強いデルタ株に 100%が置き換わった下で、急変による症状悪化で命の危機が一層大きくなっており、自宅療養者の不安は増大しています。

日本共産党はこの事態に、8月19日、緊急提案を行い、命最優先にワクチンと検査一体にPCR検査を抜本的に拡充すること、臨時の医療施設を設置すること、パラリンピックの中止を提案、また9月16日には、ワクチン接種者が感染し集団免疫の実現は難しいことから、第六波は不可避であることを踏まえ、感染者が減少傾向の今こそワクチンと一体で国の補助金による大規模検査を行うこと、原則自宅療養方針撤回と医療提供体制強化を国に求めました。

今こそ県は県民の命を守ることを最優先し、コロナ感染者は原則入院対応を堅持すべきです。

この間、県は医療機関の協力を得て入院病床を 637 床まで拡大してきましたが、利用率は8月9日のピーク時には84%ですが、中旬以降は6割から5割台で推移、自宅療養者が入院者を上回る時期が長期間続きました。和歌山県は100%原則入院対応を今も貫いています。新型インフル特措法は、医療施設が不足する場合、県は臨時の医療施設を設置するとしています。

県はいわき市に入院待機ステーション 5 床を設置、他の地域にも検討するとしています。この施設は国の酸素ステーションと同様の機能であり、入院施設ではありません。これまでの方針通り感染者は原則入院とし、自宅療養者をなくすためにも臨時の大規模な医療施設を設置し、即座に医療が提供できる体制を構築すべきと思いますが、知事の考えを伺います。

本県は自宅療養者の情報を市町村に伝えていない県の一つです。生活支援は市町村に委託することで、よりきめ細かな支援と状況把握ができるのではないのでしょうか。そこで市町村に自宅療養者の情報を提供すべきと思いますが、県の考えを伺います。

感染経路不明者が3から4割を占める状況となっています。

感染を封じ込めるための戦略として、希望する県民がいつでもどこでも何回でもPCR検査を受けられるよう、検査体制を拡充すべきと思いますが、県の考えを伺います。

学校や福祉施設等において、児童生徒・利用者・職員に対して定期的なPCR検査を実施するとともに、感染者が確認された際は、一斉にPCR検査を行い、早期に感染者を特定し隔離・保護すべきと思いますが、県の考えを伺います。

コロナ対策の決め手とされてきたワクチン接種ですが、国は10月末までには希望する国民が2回の接種が受けられる量のワクチンが入ってくることが確認できていると述べまし

た。しかし市町村では、ワクチンが不足し接種希望者の予約が増やせない事態となりました。

県は、今月中に3つの中核市に大規模接種会場を設置するとしています。新型コロナウイルスワクチンについて、供給量と時期を示すよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

大阪では10代後半の基礎疾患がありワクチン未接種の感染者が死亡する事例が報告されました。

新型コロナウイルスワクチン接種について、基礎疾患のある12才以上の若年層には優先的に接種を進めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

自治体が独自のコロナ対策を行えるようにするには、財源保障が必要ですが、県内の多くの市町村で臨時交付金は底をついており、県も殆ど無い状況です。

地方創生臨時交付金の早期の追加配分を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

高齢者や障がい者等の施設では、感染防止のための消毒薬等衛生資材の確保のためのかかりまし費用を昨年同様補助してほしいとの要望が寄せられています。

高齢者施設における新型感染症対策に要するかかりまし費用を補助すべきと思いますが、県の考えを伺います。

コロナ禍が長引く下で中小零細企業は経営危機に立たされています。去年は、持続化給付金で何とか維持してきたが、それが今年にはもはや廃業、休業するしかないとの悲痛な声が寄せられています。

事業者への減収補填を原則とし、持続化給付金の再度の支給や要件緩和を国に求めるべきと思いますが、考えを伺います。

コロナ禍が長引き生活に困窮する世帯が増加、生活保護の申請件数も増加しています。保護申請にはハードルが高い世帯も多いことから、生活困窮世帯に対し、1人当たり10万円の臨時給付金の支給を国に求めるべきですが、県の考えを伺います。

長引くコロナ禍は、子どもたちの学ぶ権利を脅かしています。共産党国会議員団文部科学部会は8月25日、2学期夏休み明けに当たっての緊急提案を行いました。休校や分散登校、学校行事も制限されるなど限られた時間の中でも、子どもたちに豊かな学びを保障することが必要との観点から提案を行ったものです。

コロナ禍での学校教育は、感染症教育を徹底して、命を最優先としながら学習内容を精

選し学校行事も行うなど、可能な限り豊かな学びを保障していくべきと思いますが、県教員委員会の考えを伺います。

県のコロナ対策本部は保健福祉部を中心にしつつ交代制で他の部局からの応援を得て体制を維持して来ました。コロナとの戦いは既に1年半を超え、今後も長期戦となることが予測されます。

新型コロナウイルス感染症対策本部の職員を専任化し体制を強化すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

二、原発事故対応と避難者支援について

1、汚染水海洋放出方針の具体的計画への対応について

本年4月、菅政権は福島県民や幅広い国民の反対を押し切り、「漁業関係者の理解なしにいかなる処理も行わない」との約束も反故にして、福島第一原発汚染水の海洋放出方針を決定。8月24日にはそのための風評被害対策を明らかにしました。

東電は翌25日海底にトンネルを掘り1キロ離れた沖に放出する方法を明らかにしたのです。海洋放出前提の対策を打ち出す国と東電への信頼は大きく損なわれ、怒りだけが広がっています。県漁連はもちろん、JA、森林組合、生協連も変わらず絶対反対の意思を表明しています。

国は、新たな風評被害対策を講じて尚被害が発生した場合には賠償を行うとしていますが、まともに賠償に応じて来なかった東電が、新たな風評被害に本気で賠償するとは考えられません。8月28日、鈴木副知事は県を代表し国に意見を述べましたが、海洋放出を前提としたものです。

汚染水の取り扱いについては、風評対策や丁寧な説明ではなく、海洋放出決定の撤回こそ国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

東電は汚染水のタンクが廃炉作業の障害になることを海洋放出の理由に挙げていますが、廃炉作業自体がロードマップ通りには全く進んでおらず、東電が計画する40年で完了できる見通しは全くありません。原子力学会は、廃炉には100年、更地にするには300年はかかるだろうとの見解を示しています。

汚染水の海洋放出を行ったとしても、今タンクにある汚染水の処理には40年かかりすぐにタンクが無くなる訳ではありません。

トリチウムが環境や生態系にどのような影響を及ぼすかの統一した科学的知見は示されていませんし、原発事故の汚染水にはトリチウム以外の核種も含まれており、通常稼働している原発から出るトリチウム水とは性質が異なるため、尚のこと安易な海洋放出は許されないのです。

この程、県の廃炉安全監視協議会の専門委員を務めている柴崎直明福島大学教授を中心

にした、地質学の研究者が共同で福島原発敷地の地質に関する調査、研究の報告書を出版しました。報告を伺うと、原発敷地の地質や地下水の調査、研究はあまり行われないうちに原発が作られ事故後も凍土壁工事が行われ、地質の特徴を踏まえた抜本的な対策が取られてこなかったと指摘しています。そのため、345億円もかけた凍土壁の効果は十分発揮されておらず、もっと早く地下水を断つ方法が取られていれば、ここまで増えることはなかったと指摘しました。そして、汚染水を増やさないためには、原発建屋の周りを広く囲む延長 3.7 kmの広域に従来の土木工法によるコンクリートの遮水壁をつくるのが有効としています。

汚染水を増やさないため、コンクリート製の広域遮水壁等により、地下水流入を遮断する方法を検討するよう国及び東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

原発事故によって避難を余儀なくされた県民は、今も避難市町村の発表だけで 6 万人を超え、避難区域外避難者を加えれば 7 万人を超える避難者が故郷に戻れていません。国連の人権委員会の特別報告者セシリア・ヒメネス・ダマリー氏は、日本政府に対して避難者の実態調査に入れるよう要請し続けてきましたが、日本政府は今もって受け入れようとしていません。国際的に日本が調査に受け入れに協力するよう求める声が強まっているのです。国連特別報告者による原発事故の避難者の調査を直ちに受け入れるよう、国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

今議会には、区域外避難者で国家公務員宿舎に避難した方に、2 倍の家賃支払いと退去を求める調停申し立ての議案が提案されました。

原発事故避難者は、国の一方的な線引きにより区域内と区域外に分断され、県は子ども被災者支援法も顧みず、避難者支援を次々と打ち切ってきました。

国家公務員宿舎の避難者に対し県は本人の合意なしに親族に連絡し家賃支払いや退去を即すよう要請を行ったことで、親族との関係が悪化、精神的にも追い込まれる事例が出るなどの問題も指摘されてきました。原発事故による避難という特異性を十分配慮すべきです。

避難指示区域外から国家公務員宿舎に入居している避難者に対し、民事調停により明け渡し等を求めるべきではないと思いますが、県の考えを伺います。

三、地球温暖化対策について

IPCC いわゆる国連気候変動に関する政府間パネルは 8 月 9 日、第六次報告を発表、「人間の影響が大气、海洋及び陸地を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と断定しました。国連のグテーレス事務総長は「人類への警告だ。今私たちが力を結集すれば気候変動による破局を回避できる。対応を遅らせたり、言い訳をしたりしている余裕はない」との声明を出しました。

報告は、産業革命以前と比べた世界平均気温の上昇を 1.5 度以内に抑えなければならないのに、既に 1.09 度上昇している。温暖化の進行は異常気象を加速させ、極度の暑さ、豪雨の頻発、台風などの強い熱帯低気圧の増加、永久凍土の減少などが予測され、暮らし全般に大きな影響をもたらすとし、こうした変化は後戻りできない状況になっていくと指摘し警鐘を鳴らしています。

気候危機の下で、日本にも思い切った緊急行動が求められていますが、「2050 カーボンゼロ」を掲げた菅政権の対応は①最も肝心な 2030 年までの温室効果ガス排出の削減目標が 2010 年比で 42%と低すぎる②石炭火力の新増設、輸出を推進③原発に依存④実用化のメドが立たない新技術が前提となっていることなど、口先だけと言うしかありません。

日本共産党は、IPCC 報告や科学者の知見に基づく警告を踏まえ、9 月 1 日、「気候危機を打開する日本共産党の 2030 戦略」を発表しました。今日の世界や日本国内の異常気象の頻発は、気候危機と呼ぶべき非常事態であり、今後 2030 年までの 10 年足らずの間に、全世界の CO₂排出量を半分近くまで削減できるかどうかにかかっていると指摘、そのために、2030 年までに 2010 年比で CO₂を 50 から 60%削減し、2050 年までに実質ゼロを達成する目標を掲げています。

省エネルギーと再生可能エネルギーを組み合わせ、CO₂を 2030 年までに 50 から 60%削減するため、エネルギー消費を 4 割減らし、再生可能エネルギーで電力の 50%をまかなえば可能との目標と道筋を示しています。

そのため、CO₂排出量の多い産業分野の中でも特に 6 業界、200 程度の大規模事業所に CO₂削減目標と計画、実施状況の公表を協定として締結することを義務化します。

また、脱炭素と貧困・格差是正を二本柱にした経済・社会改革を行うことで、持続可能な成長を実現します。これは、生活水準の悪化や停滞で我慢を強いるものではなく、年間 254 万人の雇用を新たに創出し、GDP を累積 205 兆円押し上げ、持続可能な希望ある成長の道を開くものです。

これらの提言を実現し気候危機を打開するには、財界言いなりの政治を変え、石炭火力や原発の利益共同体の抵抗を排除する、とりわけ新自由主義の政治を根本的に切り替え、貧困と格差の是正、雇用と暮らしを守ることを抜本的に向上させる政治への移行を一体で推進することが必要です。

気候危機の打開は、思想信条の違いを超えた取り組みがすべての国民と政治に求められているのです。

これらを踏まえ、以下質問します。

「2050 年カーボンゼロ」を宣言した本県には、本気の取り組みが求められます。国連気候変動に関する政府間パネルの科学に基づく提言等を真摯に受け止め、県民の命と財産を守るため、地球温暖化対策にどのように取り組んでいくのか知事の考えを伺います。

CO₂排出量の 6 割を占める発電と産業分野の協力は不可欠ですが、中でも CO₂排出量が最

も多い石炭火発は 2030 年までに全廃が求められています。石炭火発の集中県である本県には、CO₂削減のため責任ある対応が求められています。

石炭ガス化複合発電を含む石炭火力発電所の廃止を事業者を求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

県は再エネビジョンの見直しを行っていますが、エネルギー政策で県政の大問題は、再エネ数値目標達成のために大規模再エネに依拠しようとしていることです。外国を含めた県外資本が県内各地に進出し地域の環境を破壊しようとしており、地域住民からの反対が絶えません。

長野県は再エネを地域共有の資源と捉え地域経済を循環型にさせる資源として活かす「長野県再エネ戦略」を公表することで、県外資本は参入しにくくなり大規模開発は余り見られないと言います。

山梨県も大規模ソーラー発電規制の条例を制定、本県でも大玉村が独自の条例を制定するなどの先進的取り組みがあります。

県としても、地域に存在する無限の可能性を秘めた再生可能エネルギーを、地域共有の資源として地域の経済活動に活かすことが重要だと思います。

再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域環境を守りながら、住民参加による地域主導型とする条例を制定すべきと思いますが、県の考えを伺います。

技術的に実用化のめどが立っていない水素やアンモニアなどの新エネルギーの推進については、慎重に対応すべきと思いますが、県の考えを伺います。

四、大規模災害対策について

異常気象はこれまで経験したことのない集中豪雨と大規模な土砂災害を引き起こしています。7月3日に熱海で発生し大規模な土石流災害は26人の犠牲者を生み、未だに1人は行方不明のままです。この土石流の原因が、違法な土砂埋め立てにあった可能性が高く、静岡県警は被災者の遺族の刑事告発を受け捜査を開始したと報じられました。

国も、全国的な盛土の点検に乗り出し違法な建設発生土の埋め立てが災害を招く要因になりかねないと警告、公共事業で発生する建設発生土処理用地は発注者が責任を持って確保するよう求めています。

本県では、原則県が確保すべきところを請け負った事業者へ委託することができると言われています。

県は、公共工事における建設発生土の適正な処理にどのように取り組んでいるのか伺います。

盛土の点検により危険な箇所が確認された場合、直ちに対策を講じるべきと思いますが、

県の考えを伺います。

静岡県熱海市伊豆山の土石流が発生した土地の所有者が、相馬市玉野地区で大規模な太陽光発電計画地の所有者麦島善光氏で同一人物であることが明らかになりました。

このメガソーラー計画地は、118ヘクタールの用地の内82.4ヘクタールの山林を伐採し82メガワットの太陽光発電設備を設置するもので、下流は2年前の東日本台風で大水害を引き起こした宇田川です。上流の山林が大規模に開発されれば下流域に水害を引き起こしかねないとして、相馬市民からは大規模ソーラー発電計画の見直しを求める要望が寄せられ、この間何度も県とも経産省とも交渉を繰り返してきました。

相馬市が県に上げた意見書では、水害の経験を踏まえ安全対策を講じるとともに、住民への丁寧な説明を行い水害の不安を払拭することを求めています。にもかかわらず、直前に発生した熱海の大規模土石流災害の土地所有者が麦島氏と同一人物であることを承知の上で、7月15日住民説明会のその日に林地開発を許可したのです。許可期限までには1ヵ月近く余裕があるのに、許可を急いだのは何故なのかとの疑問が出されるのは当然です。

県が7月15日に相馬市玉野地区の大規模太陽光発電に係る林地開発を許可した理由を伺います。

環境大臣は、熱海の災害を踏まえて森林開発の在り方を検討する必要があると発言、国も現行法の見直しを検討せざるを得なくなっています。

相馬市玉野地区の林地開発許可を取り消すべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、近年の異常気象により、土砂災害が頻発している実態を考慮すると、林地開発許可基準を気象変動に合わせ見直していくべきです。

林地開発に係る森林法の許可基準の見直しを国に強く求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

2019年の東日本台風から間もなく2年を迎え、県は被災者の借り上げ住宅供与期間を原則2年で打ち切ろうとしています。コロナ禍も加わり困難が重なる中で住まいの再建ができない世帯は、県のアンケートで約1,000世帯の内無回答を含めると2割に上ります。

令和元年東日本台風等に係る借上住宅について、供与期間を延長すべきと思いますが、県の考えを伺います。

五、米価下落対策について

日本の昨年の食料自給率が37.17%と過去最低を記録しました。一方、コロナ禍でコメ消費量が減少、JAは仮払いの基準となる概算金を会津産コシヒカリで60kg1万円、中通りひとめぼれ、天の粒では8,000円台と昨年比でマイナス3,000円超えとなり、生産農家は

経営と農業継続の危機に立たされています。

2019年の米作りに必要な経費は、全国平均60kg当たり1万5,155円、その内機械や燃料費などの物財費だけで9,180円となり、8,000円台の米価では再生産できず、コメ作りを継続できなくなります。

全中は2022年6月末在庫は政府の適正在庫量180万トンを大きく上回る250万トン超えと試算、3年連続で米価暴落の危険があると警告しており、直ちに米価下落を抑える対策を講じる必要があります。備蓄米の隔離とともに、国が来年産備蓄米の買い上げ量増加を打ち出すことで、市場が反応し価格下落の抑制効果が期待できると言われます。コメ余りの一方、食べるにも困る人がいることは大きな矛盾です。

米価対策のため、令和4年産備蓄米の買入れ量を増加し食糧支援に活用するよう国に求めるとともに、県としても県産米を買い上げ食糧支援に活用すべきと思いますが、県の考えを伺います。

米価下落が続く中、これに追い打ちをかける義務でもないミニマム・アクセス米を国が輸入を中止しようとしていないことは異常です。

ミニマム・アクセス米の輸入中止を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

以上で私の質問を終わります。

【答弁】

内堀雅雄知事

宮本議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制についてであります。本県においては、命と健康を最優先に、患者の状態、年齢、基礎疾患の有無などにより、入院療養が必要な方は入院対応としているほか、入院病床を確保するために、若年層で軽症の方や無症状の方などは、宿泊療養や自宅療養としております。さらに、病床数を637床、宿泊療養施設を503室に増やすなど、感染者急増時に備えた計画を大幅に上回る療養体制を確保したほか、自宅療養者が一時的に増加した8月の感染拡大に際しては、入院待機ステーションを整備するなど、自宅療養者への支援に取り組んできたところであります。

今後も、更なる感染拡大を想定し、受入病床の確保や、宿泊療養施設の更なる活用を進め、医療を必要とする方に速やかに提供できるよう、感染状況や一般医療への影響を踏まえながら、医療提供体制の強化にしっかりと取り組んでまいります。

次に、地球温暖化対策についてであります。近年、地球規模で自然災害が頻発し、令和元年東日本台風を始め、全国各地で甚大な被害が発生しております。国連気候変動に関する政府間パネルによる今回の報告は、改めて地球温暖化対策が、世界が直面する、正に喫

緊の課題であることを示すものであり、持続可能な社会の実現に向け、温室効果ガスの排出削減対策を全力で推進していかなければならないとの思いを強くいたしました。このため、「福島県 2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指して、新たな総合計画に 2030 年度までの削減目標を掲げるとともに、県地球温暖化対策推進計画に各部局の具体的な取組を盛り込みながら、県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底や再生可能エネルギーの最大限の活用などの取組を、全庁を挙げて加速してまいります。また、大切なことは、県民一人一人の気付きと行動であることから、地球にやさしいふくしま県民会議と緊密に連携し、参加団体を通じて事業者の取組を促進するとともに、イベント等により全県的な機運の醸成を図ってまいります。

さらには、2050 年に向けた取組を今年度中にロードマップとして示し、県民の皆さんの理解を得ながら、具体的な行動につながるよう取り組んでまいります。今後も、私が先頭に立ち、県民、事業者、市町村等あらゆる主体と一体となって、地球温暖化対策を強力に推進してまいります。

一、新型コロナウイルス感染症対策について

企画調整部長

地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を進める上で、地方の創意工夫の下、自由に用途が決められる国の交付金であり、本県においても、社会・経済活動の維持や感染拡大防止の取組に最大限活用してまいりました。今後の感染状況が予断を許さない中、県内自治体が財源に不安を抱えることなく、地域の実情に応じた対策を適時適切に講じていくためには、財源の充実が重要であります。このため、引き続き全国知事会と連携し、地方が必要とする十分な額の交付金の確保を国に対して求めてまいります。

保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症における自宅療養者の市町村への情報提供につきましては、国の通知に基づき、これまでも事務の実施に必要な範囲内で情報提供することとしており、自宅療養者の生活支援を市町村と連携して行う場合には、必要な情報を適切に提供してまいります。

次に、PCR 検査体制の拡充につきましては、医師の判断の下、検査の必要な方が、しっかり検査を受けられるようにすることが重要であると考えており、地域における感染状況を踏まえ、関連があると認められる場合には、広く検査対象として捉え、確実に検査を実施してまいります。

次に、学校や福祉施設等における PCR 検査につきましては、感染が確認された際に、無症状者を含め、対象を幅広く捉え検査を実施し、濃厚接触者の外出自粛要請などにより、感染拡大の防止を図ってきたところであります。引き続き、必要な検査を迅速に実施し、

感染拡大防止に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチンにつきましては、県としても、幾度も国に対して要請してきた結果、接種を希望される方に当面必要となるワクチンについて、10月上旬までに配分される計画が示されております。

次に、基礎疾患がある若年層への優先接種につきましては、年齢にかかわらず基礎疾患のある方に優先して接種を行うよう国から考えが示されております。引き続き、基礎疾患がある方を含め希望される方への接種が円滑に行われるよう取り組んでまいります。

次に、高齢者施設における感染症対策のかかり増し費用につきましては、新型コロナウイルス感染者が発生した施設又は濃厚接触者に対応した施設に対し、介護サービスを継続するために必要な人材確保に係る費用や衛生用品の購入費用等を補助しております。

次に、生活困窮世帯に対する支援につきましては、緊急小口資金等の特例貸付や、住居確保給付金の支給に加え、7月からは生活困窮者自立支援金の申請受付及び支給を開始しており、それぞれ11月末まで申請受付期限を延長しているところであります。今後とも、国の動向を注視して対応してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策本部の体制につきましては、迅速かつ効果的に感染症対策が実施できるよう、これまで、専任職員を増員するなどの体制強化を行っており、今後も、感染状況や様々な課題を見据えながら適切に対応してまいります。

商工労働部長

持続化給付金につきましては、昨年1月から12月の間に、売上げが一定割合減少した事業者に対し、国において支給されたところですが、新型コロナウイルスの影響の長期化により、幅広い業種の事業者への影響が顕著になっていることから、再度の支給や要件緩和について、全国知事会を通して、繰り返し国に要望しているところであります。

教育長

公立学校における学びの保障につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、創意工夫を凝らしながら教育活動を進めることが重要であります。このため、感染拡大時には、分散登校に合わせて、クラスの半数程度がオンラインで対面授業に参加するハイブリッド型授業を展開したほか、入学式や運動会、修学旅行といった節目となる学校行事は、入場の制限や時期の変更をして実施するなど、貴重な学びの機会の提供に努めているところであります。今後とも、感染症対策を講じた上で、可能な限り児童生徒の豊かな学びを保障できるよう取り組んでまいります。

二、原発事故対応と避難者支援について

危機管理部長

ALPS処理水につきましては、先月、国において、風評対策や事業者への支援に加え、水

産業におけるセーフティネットの構築など、当面の対策が取りまとめられました。処理水の取扱いについては、県民、国民の理解が重要であることから、その後開催された廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会において、正確な情報を政府一丸となり強く発信すること、風評対策などの具体的内容を関係団体等へ丁寧に説明するとともに、実行可能なものから速やかに実施することなどを国に求めたところであります。引き続き、国に対し、関係団体や自治体等からの意見を真摯に受け止め、万全な対策を講じるよう求めてまいります。

次に、地下水の流入対策につきましては、地下水バイパスや凍土遮水壁、サブドレンやフェーシング等の重層的な取組が進められており、地下水や雨水等の流入を含めた 1 日当たりの汚染水発生量は、2014 年度の約 470 立方メートルから、昨年度は約 140 立方メートルまで減少しております。県では、これまでも国及び東京電力に対して、汚染水の発生抑制を求めてきたところであり、中長期ロードマップにおける汚染水の抑制目標を達成することはもとより、引き続き、廃炉の進捗状況を踏まえながら、様々な知見を活用し、地下水の流入対策を始め、汚染水の更なる発生抑制に向けて取り組むよう求めてまいります。

避難地域復興局長

国連特別報告者による原発事故の避難者の調査につきましては、国際社会における国の対応として、その受入れについて検討されるべきものと考えております。

次に、国家公務員宿舎の明渡し等につきましては、戸別訪問や現地での相談会を通じて安定した住まいの確保など生活再建に向けた支援に努めてまいりましたが、再三の連絡にも応じていただけず、使用料未納分の時効が到来することから、民事調停の申立てもやむを得ないとの判断に至ったものであります。

三、地球温暖化対策について

企画調整部長

石炭火力発電につきましては、現時点において、安定電源としての役割を果たしております。現在見直しが進められている国のエネルギー基本計画において、再生可能エネルギーの主力電源化及び温室効果ガスの削減に向けた技術開発等により、電源構成における石炭火力の比率低減が示され、事業者においても、これらを踏まえた検討が進められるものと認識しております。

次に、再生可能エネルギーにつきましては、環境や景観に配慮し、住民等の理解を得ながら事業を進めることや災害にも強い地域分散型の設備導入等が重要であることから、年内に改定予定の再生可能エネルギー推進ビジョンにおいて、これらの視点を踏まえた新たな推進方策として、持続可能なエネルギー社会の構築を盛り込んでまいります。今後は、新たな推進ビジョンに基づき、これまで以上に市町村や関係機関等との情報共有など、連携を強化しながら地域主導による再生可能エネルギーの導入を積極的に推進してまいります。

商工労働部長

水素やアンモニアなどの新エネルギーの推進につきましては、環境負荷の軽減や幅広い産業分野での活用が期待されることから、脱炭素社会の実現に向け、重要であると考えております。今後とも、福島再生可能エネルギー研究所を始めとした関係機関と連携を図りながら、県内企業が行う研究開発を支援するなど、関連産業の育成に取り組んでまいります。

四、大規模災害対策について

危機管理部長

令和元年東日本台風等に係る借上住宅の供与期間につきましては、災害復旧工事により住宅の再建が完了しない場合等に延長が認められており、国との協議の結果、これまで県内では、3自治体の8世帯について、供与期間が延長されております。覧入居者への意向確認の結果、住まいの検討が進んでいない方については、個別に事情を伺い、必要に応じて公営住宅をあっせんするなど支援を行っているところであり、引き続き、市町村と連携して被災者の生活再建支援に取り組んでまいります。

土木部長

公共工事における建設発生土につきましては、他の工事への利用など、発注の際に場所を指定し処理することを原則としております。早期の着手が必要な工事など、あらかじめ処分先が指定できない場合には、受注者と協議をし、場所や処分後の形状などの点から、適切な処理方法を決定するとともに、工事の完了時に処分状況を確認するなど、建設発生土の適正な処理に取り組んでおります。

次に、盛土の点検につきましては、土砂災害警戒区域などにおいて、過去20年程度の間に行われたと想定される盛土を対象に、目視により異常の有無を確認することとしております。現在、現地での具体的な点検について準備を進めており、結果がまとまり次第、公表するとともに、土砂の流出などのおそれがある箇所について、詳細な調査や所有者の特定を行うなど災害防止に向けて速やかに対応してまいります。

農林水産部長

相馬市玉野地区の大規模太陽光発電に係る林地開発許可につきましては、5月11日に申請を受理した後、県が現地確認を行うとともに森林法の基準に適合しているかを審査した上で、森林審議会森林保全部会に諮問し、6月17日に適当と認めるとの答申を受け、許可の条件が整ったことから許可処分を行ったものであります。

次に、林地開発許可の取消しにつきましては、許可条件に違反する開発行為などが確認された場合又は不正な手段で許可を受けた場合に検討するものであり、現段階では、いず

れにも該当しておりません。

次に、林地開発に係る許可基準の見直しにつきましては、近年の災害の激甚化等を踏まえ、現在、国において森林法における規制の在り方について検討されていることから、引き続き、国の動向を注視してまいります。

五、米価下落対策について

農林水産部水長

令和 4 年産備蓄米につきましては、市場から一定量を隔離することにより、米の需給環境の改善が期待できることから、全国知事会等を通じて買入数量の拡大を国に要望しているところであり、引き続き、備蓄米の弾力的な運用を国に要望するとともに、今後とも、米価の安定に向け、関係機関・団体と連携しながら、需要に応じた米の生産を推進してまいります。

次に、ミニマム・アクセス米の輸入につきましては、WTO 協定に基づき行われているものであり、その取扱いについては、国において判断されるものであると考えております。

【再質問】

宮本県議

再質問いたします。まず最初に知事に伺いたいと思います。

コロナ対策の臨時医療施設の設置についてでございます。今知事の答弁では、病床数を大幅に確保し、そして入院待機ステーションも設置をしてきたということで、この対応でなんとか対応できるのではないかと思われる主旨の答弁だったと思います。第 6 波がですね、ほぼ来るのではないか、もうデルタ株が 100%置き換わってしまったということですので、このデルタ株の下での感染拡大が今後どういう形でさらに再拡大していくのかは本当にまだ分からない。しかもブレークスルー感染、ワクチン接種をしても感染してしまうという事例が世界的に広がって、日本でも起きているという状況なわけです。ですからこういう状況を踏まえた時に、8 月に自宅の療養者が 500 人を超えてしまった、調整中の人々が 156 人いたという状況が続いたわけですね。この事態がもう来ないという保証はないということなんです。だからあのような事態になった時にどう対応するのかという時に、やっぱり本県でも臨時の医療施設を当然検討すべきだと。これが命を守ることだ、在宅医療を本県では絶対に産んではならない、この覚悟で対応を検討すべきだと思うんです。

今のままでいいという風には私は決して思わない。知事の再度の答弁を求めます。

知事に 2 つ目の温暖化対策の取り組みですけれど、2030 年までに削減目標も設定をしていきたいと。そして県民総ぐるみで取り組みを進め、事業者にも協力を求めるというお話がございました。特に私は県内で問題だと思うのが、石炭火発が非常に多い県だというこ

の点なんですね。これをどういう風に県として捉えて、事業者に要請をしていくのかということが特に重要ではないか。2030年までに石炭火発はゼロにしないと温暖化歯止めかからないんだということを IPCC も言っています。共産党の提言もそういうことをもとに提言を出しております。そういう本県として、この石炭火発の事業者にどういう要請をするのか、この具体的な取り組みがやっぱり重要ではないかというふうに思うんです。

県民の気づきと行動が大事だというのはその通りですけれど、圧倒的に多いこの石炭火発からの CO₂の排出をどう抑えていくのか、これが本県の、2050年カーボンニュートラル、カーボンゼロの目標達成にとっても不可欠の課題だろう、こういう認識に基づいて私は県の対応を考えるべきだというふうに考えますので、再度この点についての知事の認識を伺いたいと思います。

それから保健福祉部長に、コロナの検査の拡充ですね、(質問項目) 1番目の3項目に関わってですけれども、もう若年層でクラスター化が県内でも起きてしまっているわけですよ。ですからもう定期的な PCR 検査をやって、早期に感染者を特定して隔離保護するというこの対策が今特に不可欠だという風に思います。今ちょうど感染者がおさえられている、減少してきているというこういう時期でもありますので、この時期にワクチン頼みだけではなくて、このワクチンと一体で PCR 検査をしっかりとやって、この対策をしっかりと取るべきではないかという風に思いますので、再度この点についての考えを伺いたいと思います。

それから商工労働部に新エネの問題についてですけれど、実は経団連の徳田会長もですね、新しい技術の開発というのは実用化までは15年から20年かかるんだというような話をされたんですね。そうすると水素やアンモニアに依存するこの新エネに期待するということが2030年までのこの決定的な期間に間に合わない。だからそこに依存するのではないエネルギー対策が必要ではないかということを私は申し上げたわけですので、この点もう一度答弁をお願いしたいと思います。

【再答弁】

内堀雅雄知事

宮本議員の再質問にお答えいたします。

第5派の経験、そして第6派をはじめとした次の感染拡大に対応していくことが極めて重要であります。福島県においては、今後のさらなる感染拡大の想定をし、病床の確保や宿泊療養施設の活用をさらに進め、今後とも適切な療養環境を提供できるよう、医療提供体制の強化にしっかりと取り組んで参ります。

また、地球温暖化対策につきましては、世界が直前するまさに喫緊の課題であります。

新たな総合計画に 2030 年度までの温室効果ガス削減目標を掲げ、全庁挙げて取り組みを加速するなど、県民、事業者、市町村等あらゆる主体と一体となって福島県としての地球温暖化対策にしっかり取り組んで参ります。

保健福祉部長

PCR 検査につきましては、地域における感染状況に応じて幅広に対象として検査を実施することとしており、引き続き、感染状況をしっかり注視し、感染拡大防止に必要な検査は確実に実施してまいります。

商工労働部長

水素やアンモニウム関連技術の開発につきましては、福島再生可能エネルギー研究所におきましても成長が期待される分野としまして、様々な研究が進められております。

県と致しましては、引き続き、新エネルギー関連技術の開発とともに、再生可能エネルギー関連技術の実用化、事業化に向けた企業の取り組みを支援してまいります。

【再々質問】

宮本県議

再々質問いたします。今の知事の臨時的医療施設の設置については、積極的な前向きな答弁はございませんが、私は無症状者でも急変して、そして一気に一晩で悪化して亡くなってしまうというような事例が全国で起きているわけです。だからやっぱり在宅療養者は基本的に産まない、こういう対策をしっかり県としてとる。そのためには 637 床だけでは足りない事態が起きるかもしれない。だから今から準備をする必要があるんだということを申し上げています。それを作らなくても本当に大丈夫なんだという保証はどこにあるのか、もう一度お聞かせをいただきたいと思います。

それから危機管理部長に、汚染水の問題についてです。

鈴木副知事が 8 月 28 日に国に対して、国が出した計画、東電が出した計画について意見を述べられていますけれど、問題は述べた意見は全部海洋放出を前提とした時にこうしてください、ああしてくださいという、こういうことなんですよ。

だけど今県民が求めているのは海洋放出方針そのものを止めてくれ、撤回してくれ、慎重に対応してくれということなんです。4 月の海洋放出決定が 4 月 13 日でした。それ以降の県内の撤回あるいは慎重対応を求めるといった意見書は、すでに 27 の市町村議会上がっておりますので、半分近いわけですよ。そういうところからも上がっている。そして県漁連はもちろんですけど、JA 生協連も絶対反対だという声を引き続き上げている。そして森林組合は、山と海はつながっているんだと。漁連を一人にはしない、そして連帯

の声をあげているわけです。こういう経済団体も一緒になっていま撤回、このことを求めている時に、福島県がこういう姿勢でいいんですかということが私は問われているんだと思います。

先日、宮城県は国の説明を受けた時に、県の幹部は海洋放出以外の方法を検討すべきだということを求めたと報道されています。隣の県では別の方法を検討してくれと言っている時に、この当事者の福島県が海洋放出を前提とした方針をちゃんとやってくれという、こういう姿勢だけで本当にいいのかこのことが問われています。再度危機管理部長の答弁を求めます。

それから地質関係者の皆さんが汚染水増やさないための地下水の遮断する方法について提案をされました。これはやっぱり作る時にですね、ちゃんと地質調査やられないままに作られてしまった。だからどうもやっぱり東電の資料も不十分だしそもそも廃炉安全監視協議会には十分な資料が出されてこなかったという経過もあったと思います。だから自分達は苦労しながら調査をしたわけですね。そしたら東電が示したような図面通りの地質、単純ではなかった。かなり地層が入り組んでいる、だから地下水もかなり複雑なわけですね。そのために、広域の遮水壁が必要だという結論を出されたわけですね。

汚染水の問題を考えると、まずしっかり根元を断つという対策は何よりも大事で基本にすべきだと思うんです。ですから、いろいろ方法を求めていきたいというこの方法の中に、この広域遮水壁の方法もしっかり求めていくべきだという風に思いますので、再度その考えがあるかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

それから農水部長に、相馬の玉野の林地開発許可についてですけれども、審議会が大丈夫だと言ったので許可をしたということですから、審議会が結論を出したのは6月です。そしてあの熱海で大規模な土石流の災害が起きたのは7月3日です。ですからその後大きな変化があるわけです。それを踏まえて国の方も林地開発許可の基準の見直しも考えざるを得ないという、こういう状況になっているわけですね。

それを7月15日に分かっている、何で急いで許可を出さなければならなかったのか。本当に県民の安全を考えれば、ちょっと待ったとかけることだってできたんじゃないかと思うんですけど、なぜそれをやらなかったんですかということを再度伺いたいと思います。

【再々答弁】

内堀雅雄知事

第5派、本当に厳しい状況に私共直面をいたしました。そして今後それを超える第6波斗等が来る可能性もあります。福島県においては、今後のこうした感染拡大の想定をし、病床の確保や宿泊療養施設の活用をさらに進め、医療提供を必要とする方に速やかに対応できるよう、感染状況等を踏まえながら医療提供体制の充実強化に着実に取り組んで参り

ます。

危機管理部長

ALPS 処理水の取り扱いにつきましては、海洋放出に反対する意見、新たな風評を懸念する意見など様々な意見が出されており、正確な情報発信や具体的な風評対策が重要であると考えております。このため県では国に対し関係者に対する説明と理解や万全な風評対策など五つの重要な事項について様々な機会を通じて申し入れを行って参りました。今般、国の当面の対策が示されたことから、具体的内容を関係団体等に丁寧に説明するとともに、引き続き、関係団体や自治体等からの意見を真摯に受け止め、万全な対策を講じるよう国に求めてまいります。

次に汚染水対策につきましては、汚染水の発生量を減少させることは最も重要な対策の一つであると考えております。現在、東京電力におきましては、更なる汚染水発生抑制に向けまして、雨水の流入を防ぐための建屋屋根の補修、またフェーシング等に取り組んでいるところであり、引き続き、様々な知見を活用して地下水の流入対策を始め、汚染水のさらなる発生抑制に向けて取り組みを国、東京電力に求めて参ります。

農林水産部長

相馬市玉野地区の林地開発許可につきましては、森林法の基準に適合し、許可の条件が整ったことから許可処分を行ったものであり、森林法において基準に適合する場合は許可しなければならないとされているところでございます。

以上